

中学校部活動地域移行に係る
天草市地域クラブ活動ガイドライン

天草市教育委員会

令和7年（2025年）3月

目次

1	新たな天草市公認地域クラブ活動設立に向けて・・・・・・・・・・	P 1～
	(1) 背景	
	(2) 趣旨	
2	既存地域クラブ等との連携について	
3	新たな市公認地域クラブ活動について	
	(1) 方針・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2～
	(2) 公認要件	
	(3) 参加者	
	(4) 指導者	
4	市公認地域クラブ活動の適切な運営について・・・・・・・・・・	P 3～
	(1) 規約及び運営方針	
	(2) 大会出場要件等について	
	(3) 活動日及び活動時間と適切な休養日の設定	
	(休日のための市公認地域クラブ活動の場合)	
	(平日及び休日の市公認地域クラブ活動の場合)・・・・・・・・	P 4～
	(4) 適切な会費設定	
	(5) 保険の加入	
	(6) 活動場所	
	(7) 市公認地域クラブ活動と学校等の連携	
	(8) 教員等の兼職兼業における条件等・・・・・・・・・・	P 5～
5	その他 (参考資料)	
	(1) 運営方針の作成について	
	(2) 規約 (例)	
	天草市公認地域クラブ認定要件確認書・・・・・・・・・・	P 6
	天草市公認地域クラブ公認申請書・・・・・・・・・・	P 7

1 新たな天草市公認地域クラブ活動設立に向けて

(1) 背景

部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えや保護者及び地域の協力により、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。また、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、教育的意義を有してきた。

しかしながら、人口減少に伴う少子化・学校の小規模化が進展する中、天草市立中学校（以下「市立中学校」という。）の部活動を従前の体制で運営することが困難な状況になりつつあり、学校や地域によっては存続が厳しい状況が増し、学校現場だけでこの課題を解決することが困難である。更に、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる状況にある。

以上のことから、スポーツ庁及び文化庁が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定して、学校における働き方改革の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。

(2) 趣旨

学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差の解消を目指すことが求められ、本市では地域の実情に応じて円滑に地域移行を進めていくために、学校部活動を取り巻く環境の変化に応じながら、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を保障する環境整備を進める必要が生じている。

そのために、県や市町、関係諸団体等及び関係者が連携して、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう柔軟に地域移行を進めていき、本市における地域スポーツクラブ活動及び地域文化芸術クラブ活動を行政主導により新たに整備し、「天草市地域クラブ活動ガイドライン」を策定することとした。（以下、天草市地域クラブ活動を「市公認地域クラブ活動」という。）本市の中学校、スポーツ・文化芸術団体等及び関係者が、本ガイドラインを踏まえ、地域連携・地域移行へと地域の環境に合わせた柔軟な対応と取組を進めていく。

2 既存地域クラブ等との連携について

既存の地域クラブ等が学校部活動地域移行の取組に係る地域における受け皿として、本ガイドラインに沿った適切な活動及び運営がなされていると市教育委員会が認める場合には、天草郡市中体連夏季大会出場が認められる。ただし、出場に関しては、各競技の要項による。

3 市公認地域クラブ活動について

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。

地域移行にあたっては、地域のスポーツ・文化芸術分野の資源を最大限活用しながら、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の観点から充実を図ることが重要であり、本市においても新たな市公認地域クラブ活動を整備することを目標とする。

(1) 方針

- ① まずは休日の地域移行を目指し、合意形成された学校部活動ごとに新たな市公認地域クラブ活動への移行を開始し、令和8年度の完了を目指す。
- ② 平日の学校部活動については、教育的意義を考慮し、当面の間、現行の活動を継続することとするが、地域移行を妨げるものではない。
- ③ 新たな市公認地域クラブ活動へ移行するまでの期間は、現行の学校部活動を継続する。

(2) 認定要件 参考資料（様式1）

学校部活動で担ってきた生徒たちのスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくという視点も有しつつ、本市における市公認地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容を以下に示す。

本市における市公認地域クラブ活動は、以下の①～⑧の要件を全て満たすこととし、満たさない場合は、原則として市公認地域クラブ活動としての対象とはならない。⑨・⑩は努力義務ではあるが、要件として満たすことが望ましい。

また、市公認地域クラブ活動の公認を受けた後も「3 市公認地域クラブ活動の適切な運営」各項目に抵触する場合には、公認を取り消すことがある。

- ① 学校部活動の受け皿となる団体であり、大会出場のために編成されたクラブではないこと
- ② 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「天草市中学校における部活動の方針」に沿った活動を行っていること
- ③ 活動状況や生徒の様子等について情報共有が在籍校と定期的に行われていること
- ④ 規約及び運営方針等に従って団体の運営及び活動が行われていること
- ⑤ 活動中の事故やトラブル等に対する管理及び責任の所在が明確であり、在籍校との連携体制がとられていること
- ⑥ 営利目的ではなく、持続可能で適切な会費と指導者報酬を設定していること
- ⑦ 会計等についての監査報告及び承認が定期に実施されていること
- ⑧ 県又は本市が定める研修会を受講していること

【努力義務】⑨ 公認スポーツ指導者資格を1人以上所有していること

⑩ 複数指導体制が可能であること

(3) 参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒も含め希望する全ての生徒を対象とする。

(4) 指導者

生徒にとってふさわしい市公認地域クラブ活動環境を整備するため、専門性や資質・能力を有する指導者であり、生徒の多様なニーズに応えられるよう、資質向上に努め、以下の①～⑤の全てを満たすこととする。

- ① 成人であること
- ② 国のガイドラインや県及び本市の指針・方針に沿って指導することができ、常に専門的な知識及び指導技術を身に付けようと努めている者
- ③ 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと
- ④ 学校部活動等において当該運動競技や文化芸術活動の指導実績がある場合、過去の指導においてハラスメント等の不適格と認められる事項のないこと
- ⑤ 以下の（ア）～（エ）のいずれかに該当する者
 - （ア） 教員として当該運動競技や文化芸術活動の部活動指導実績がある者
 - （イ） 日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者
 - （ウ） 本市における運動競技団体・文化芸術団体、教育委員会、小・中学校長のいずれかの推薦がある者
 - （エ） 当該運動競技・文化芸術分野における知識及び技能を身に付けている者

4 市公認地域クラブ活動の適切な運営について

市公認地域クラブ活動は、学校部活動で担ってきた生徒たちのスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えていくという視点も有しつつ、国のガイドライン、県及び本市部活動の方針、スポーツ団体・文化芸術団体の規約等を遵守し、生徒の多様なニーズに対応した活動内容を効果的に推進するために当面は休日の環境整備等を行う。

特に移行期においては、規約、運営方針、活動計画、活動中の事故やトラブル等に対する管理及び責任の所在等を明確にし、適切に管理する必要がある。

（1）規約及び運営方針 参考資料（様式2）

市公認地域クラブ活動は、安心・安全に参加でき、保護者及び生徒のニーズに応えるための規約（P5規約例参照）及び運営方針を策定するとともに、加入時に理解を十分に得ること。その場合、目的をもって専門的な指導を望む生徒だけではなく、楽しむ活動を望む生徒もいることなどを考慮した上で、活動の目的を設定することにより、勝利至上主義に陥らない配慮をすること。

（2）大会・コンクール出場要件等について

市公認地域クラブ活動として大会・コンクール等に出場する場合には、大会出場要件等（資格・登録・保険等）を十分に確認し、以下の点に留意すること。

- ① 連盟等への加盟や登録の有無
 - ② 大会出場資格
 - ③ 中体連主催大会（種目ごと）の出場要件 等
- ※引率条件・移動手段等の十分な確認を行うこと

（3）活動日及び活動時間と適切な休養日の設定

市公認地域クラブ活動に関しては、「天草市小・中学校における休日の学校部活動地域移行推進計画」における基本理念及び基本方針に沿い、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進する。

【休日のみの市公認地域クラブの場合】

- ① 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「天草市中学校における部活動の方針」で規定する内容を原則とする。

② 土曜日、日曜日、祝日の活動時間は、1日3時間程度を原則とし可能な限り短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

③ 土曜日、日曜日のいずれか1日を休養日とする。ただし、翌日が大会あるいは中体連大会の場合は、土日の両日活動は可能とする。

【平日及び休日の市公認地域クラブ活動の場合】

運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

また、文化部活動における活動時間及び休養日についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

① 学期中は、平日1日及び土日のいずれか1日を休養日とする。ただし、翌日が大会・コンクールあるいは中体連大会の場合は、土日の両日活動は可能とする。（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間は、平日は2時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む）は3時間程度を原則とし可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

（4）適切な会費設定

市公認地域クラブ活動は、規約等に基づき運営及び活動のために必要な経費や指導者への報酬等は受益者負担とするが、可能な限り保護者の負担を考えて設定する。また、透明性のある会計処理を行い、会計報告を確実に行う。

（5）保険の加入

市公認地域クラブ活動は、学校部活動と異なり災害共済給付制度の対象外であるため、指導者や生徒が安心して地域でスポーツ・文化芸術活動に参加できるよう、スポーツ保険等に加担するとともに、自身の怪我だけでなく、他人にけがをさせてしまう場合等を踏まえて、個人賠償責任保険への加入を義務付ける。

（6）活動場所及び移動

活動場所は、市内各小・中学校、公共のスポーツ・文化芸術施設、社会教育施設など、利用可能な全ての施設が活動場所となる。その場合、施設管理者や施設設置者等の許可を得て、利用規則を遵守する。廃校施設の活用も検討する。

また、活動場所への移動は保護者の責任で行う。

（7）市公認地域クラブ活動と学校等との連携

市公認地域クラブ活動と学校部活動間においては、活動方針や活動状況、スケジュール（学校行事と大会等との重なり、テスト前部活動のルール等）の共通理解を図るとともに、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。また、平日と休日の指導者が異なる場合においては、指導方針等の共通理解を図り、十分な連携の下で活動を行う。

(8) 教員等の兼職兼業における条件等

教員等にもスポーツ・文化芸術活動に携わりたい者がいることに鑑み、市公認地域クラブ活動又は既存の地域クラブ活動等に従事し、兼職兼業を行う場合、公立学校の教員等(常勤・非常勤を問わず、事務職員等も含む。)は、以下の項目を全て満たした場合に、兼職兼業を行うことが可能である。

- ① 当該教員等が希望していること
- ② 地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条の規定に基づいていること
- ③ 服務を監督する教育委員会の許可を得ること

「中学校部活動地域移行に係る教師の兼職兼業ガイドライン」参照

5 その他(参考資料)

(1) 運営方針の作成について

市公認地域クラブ活動の運営方針作成に当たっては、生徒のニーズ(上位大会を目指したい・楽しく活動したい)に配慮し、スポーツ及び文化芸術活動を通して、基礎体力や社会性を身に付けることや、創造性を育み、その表現力を高めることを目的にしたり、異年齢との交流も含め楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする生徒もいることから、志向の多様性を受け入れ、勝利至上主義に陥ることのないように保護者・生徒との共通理解を図ることが重要である。

(2) 規約(例)

1	名 称	(実施主体名)
2	役 員	(会長・副会長・会計・指導者等 それぞれの役割等)
3	目 的	(運営方針等)
4	会 計	(会費・指導者報酬・会計管理等)
5	保 険	(保険・事故の責任)

※既にある団体等独自規約で構わないが、上記規約(例)における1・2・3・4・5は必須の項目とする。

※新規設立の地域クラブ活動の場合は、例に倣って策定すること。

(様式 1)

天草市公認地域クラブ活動認定要件確認書

次の認定要件に当てはまることを確認してください。

クラブの組織に関すること

- ◇ 学校部活動の受け皿となる地域クラブ活動であり、学校と連携して活動すること
- ◇ 活動内容や活動実績について、生徒の在籍校と定期的に情報提供を行うこと
- ◇ 大会出場のために編成されたものではなく、年間を通して活動するものであること
- ◇ 営利目的ではなく、可能な限り低廉な会費を設定していること
- ◇ 指導者に対する適正な報酬を保障していること
- ◇ 活動場所は市内各小・中学校、公共施設、社会教育施設などとし、活動場所までの移動については、生徒やその保護者の過度な負担にならないこと
- ◇ 以下の要件を満たす規約及び運営方針を作成し、適正であると認められること
 - ・実施主体（役員等） ・目的 ・会計（会費、指導者報酬、会計管理等）
 - ・活動場所及び活動時間 ・休養日等（※様式 2 参照）
- ◇ 学校活動時の怪我等に備えた災害給付と同等の補償となる保険（個人賠償責任保険も含む）に加入すること
- ◇ 活動中の事故やトラブル等に関する管理及び責任の所在が明確であり、在籍校との連携体制がとられていること
- ◇ 平日と休日の指導者が違う場合においては、指導方針等の共通理解を図り、十分な連携のもとに活動すること
- ◇ 県及び本市が定める研修会を受講するなど専門性や指導力向上に努めている指導者が運営に携わること

クラブの運営方針・活動方針に関すること

- ◇ 国・県のガイドライン及び「天草市中中学校における部活動の方針」を遵守して活動すること
- ◇ 生徒の安全確保に努め、暴言・暴力・行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為は、人権侵害であり、違法な行為であることを理解し、生徒の人格及び人権を尊重して活動を行うこと
- ◇ 学業や家族・友人と過ごす時間、心身の回復のための時間を十分に確保し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることができるように、学校部活動に準じた休養日及び適切な活動時間を設定すること
- ◇ 生徒の志向の多様性を受け入れ、勝利至上主義に陥ることのないように保護者・生徒との共通理解を図ること（上位大会を目指す方針なのか、競技・分野のすそ野拡大のために楽しく活動する方針なのかを明確にする。）

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

(参考資料)

(様式 2)

天草市公認地域クラブ活動申請書

団体・クラブ名	
代表者名	
代表者連絡先	住所 TEL Mail
指導者名・資格等	
活動種目・分野	
運営方針 ・活動方針 ※上位大会を目指すのか、 楽しく活動する方針なの かも明記	
活動場所・時間 休養日等	
保険加入の有無	有 ・ 無

天草市公認地域クラブ活動の認定要件を確認し、公認地域クラブとしての承認を申請します。なお、公認期間は当該年度とし、認定要件に当てはまらないと判断された場合は、認定期間中においても認定取り消しになることを承認いたします。

令和 年 月 日

代表者名 _____

※規約（コピー可）を添付してください。

※国・県のガイドライン及び「天草市中学校における部活動の方針」に沿った年間計画（大まかな出場する大会・コンクール等）を添付してください。